

分類	質問内容	回 答
業務等に関する事項		
1-1	<p>運転業務に従事しない業務責任者または業務副責任者は、業務中は城山台学校給食センターに常駐するののか。</p>	<p>運転業務に従事しない業務責任者または業務副責任者については、仕様書[実施体制に関する事項]「1.業務責任者等」(P4)にあるとおり、配送・回収等業務時間内において、緊急時、速やかな対応がとれる状態(市が容易に連絡がとれ、市の要請に基づく召集に応じられる状態)であれば、必ずしも城山台学校給食センターに常駐する必要はありません。</p>
1-2	<p>仕様書[基本事項] 3. に配送・回収等補助作業員移送業務とあるが、配送補助員について、配送・回収事業者が人員配置する必要はないということでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。 ただし、仕様書[実施体制に関する事項]の1.(4)配送補助作業員(P4)にあるとおり、食器等の事前配送業務における補助作業員については、配送・回収事業者が配置するものとなっています。なお平成24年度の配送・回収基本計画(案)(添付資料-3)においては、食器等の事前配送業務があるのは、1コース、2コース、横3コースとなっています。</p>
応募資格審査申請書に関する事項		
2-1	<p>応募資格審査申請書の別紙-1の人員配置(案)の記入について、「1.業務責任者」、「2.業務副責任者」…とあるのはその横に予定者の氏名を書くののか。それとも、項目と理解して何も記入しなくてもよいのか。</p>	<p>別紙-1の様式において、1.業務責任者、2.業務副責任者、…とあるのは項目です。その横に氏名等を書く必要はありません。</p>
2-2	<p>印鑑証明書は事業者の代表者のものとあるが、代表者個人の印鑑証明はいるか。</p>	<p>会社等の代表者の印鑑証明書(法務局で交付)のこと。個人の印鑑証明は不要。</p>